

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年5月18日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

健康せたがやプラン(第二次)改定支援業務委託

(2) 目的

『健康せたがやプラン(第二次)』(以下「プラン」という。)は、平成24年度から10カ年の区の総合保健計画として策定された。プランでは、計画期間の中間段階において評価を行い、平成29年度から33年度までの後期プランに改定することとしている。

それに伴い、平成27年度から28年度の2カ年でプランによる取り組みや成果を評価し、新たな取り組むべき課題を明らかにするとともに、『健康せたがやプラン(第二次)後期』(以下「後期プラン」という。)に改定することを目的とする。

(3) 業務内容

健康せたがやプラン(第二次)改定業務に関する次の内容とする。

区民等を対象として実施する健康づくりに関する調査に関する調査票の設計支援

健康づくりに関する調査及び集計・分析の実施

ア 区民(健康企画課で用意した名簿)4,000人(郵送配布・郵送回収方式)

・仕様:質問総数50問程度、A4両面刷り10枚

調査票・送付返信用封筒作成費、発送用郵便料金(調査票返送に係る郵便料金は除く)、封入封緘・発送にかかる経費等は、すべて受託者が用意し、その経費は契約金額に含まれるものとする。

イ 区内高校生・大学生1,500人(手渡し配布・現場回収方式)

・仕様:質問総数20問程度、A4両面刷り3枚

・区職員と同行、調査補助(2日程度)

調査票作成費は、すべて受託者が用意し、その経費は契約金額に含まれるものとする。

月1回程度開催する健康せたがやプラン(第二次)改定幹事会等関連会議の運営支援

～の結果を踏まえて、過去集計調査結果との比較考察を行い、「プラン」の評価分析支援、並びに「後期プラン」策定に向けた課題整理等の支援の実施

成果物の作成

ア 調査結果報告書(全体版)(簡易製本、200頁程度) 5部

イ 調査結果報告書(概要版)(簡易製本、8頁程度) 5部

ウ 集計データ一式(DVD-R) 1枚

エ ア～イの電子データ(DVD-R) 1枚

(4) 履行期間

契約日より平成29年3月31日(金)まで(予定)

2. 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 現在、または過去に行政施策の健康に関するコンサルタントの事業を営んでおり、集計・分析・事業評価に基づく計画策定支援業務を行政機関、自治体、または事業者から受託した実績があること。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(ISMS)」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。(参加表明書提出の際、認証取得を確認できるものの写しを提出すること)

3. 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を送付する。

4. 提案書を特定するための選定方法

(1) 選定委員会

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置します。

(2) 選定方法

一次選考

選定委員会が「5 提案書を特定するための評価基準」に基づき、提案書提出事業者のなかから3事業者程度を選定します。

二次選考

一次選考で選出された3事業者程度に対して、プレゼンテーション及びヒヤリングを実施します。

(3) 決定

一次選考、二次選考の結果を踏まえて、選定委員会が最も適性と認められる事業者を決定します。

5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うために必要な保健衛生及び健康施策に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 実施体制(配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等)
- (3) 本件に類似する事業の実績
- (4) 企画提案内容の的確性

- (5) 見積金額の妥当性
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングでの説明内容の明確性、的確性

6. 手続等

(1) 担当部課

世田谷保健所健康企画課計画担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

世田谷区役所第2庁舎1階

電話：03-5432-2434 / FAX 03-5432-3022

メールアドレス：【健康企画課：SEA02013@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成27年5月18日(月)～平成27年5月28日(木)

土日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで(但し、5月28日(木)は午後4時まで)

交付場所及び方法：上記(1)窓口にて交付又は区ホームページからダウンロード

(区ホームページ [くらしのガイド](#) [福祉・保健](#) [福祉・保健・衛生](#) [健康・保健・衛生に関する計画・方針等](#)に掲載)

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所

提出期限：平成27年5月28日(木) 午後4時必着

提出先：所定の参加表明書を、上記(1)窓口へ持参または郵送(書留郵便に限る)

(4) 質疑及び回答(提案書に係る質問について)

提出期限：平成27年6月3日(水) 正午必着

提出先：所定の質問票により行うものとし、電子メールにより、上記(1)あてに提出すること。電話での質問には応じない。

回答方法：電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

回答予定日：平成27年6月8日(月)

(5) 提案書の提出期限並びに提出場所

受領期限：平成27年6月24日(水) 午後4時必着

提出先：上記(1)窓口まで持参または郵送(書留郵便に限る)

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方

(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「有」 平成28年度における当該業務契約

但し、平成28年度以降の契約については、契約予定年度の予算配当を条件とする。

また、平成27年度の契約の履行状況等により随意契約を締結しない場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6.(1)と同じ

- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (11) 詳細は、6.(2)の説明書による。